

諮問番号：平成28年度諮問第10号

答申番号：平成28年度答申第11号

答 申 書

第1 審査会の結論

本件審査請求については、棄却されるべきである。

第2 審理関係人の主張の要旨

(1) 請求人の主張の要旨

原処分（生活保護法第63条に基づく生活保護費返還処分）は、返還額（自動車損害賠償保険による保険金相当額）から退院後にかかった付添看護費、事故発生から一定期間の家賃を軽減されたその差額分を返還する費用、求職活動のためのパソコン及び周辺機器の購入費、保護打ち切り後の生活再建費用並びに家の改築（手すり設置等）に係る後遺症対策費用が控除されておらず、機械的に全額返還を求めるものであり、違法又は不当である。

(2) 処分庁の主張の要旨

請求人が返還額からの控除を求める前記(1)の費用は、いずれも自立更生のために当てられる費用とはいえないから、当該控除を認めずに、8,000円のみを控除してなされた原処分に違法、不当な点は無い。

第3 審理員意見書の要旨

(1) 請求人は、交通事故の被害者となり、自動車損害賠償責任保険による保険金が支払われたが、このような場合には、当該事故の発生時点で請求人に資力が発生したとみなされるから、それ以降に受給した保護金品相当額は、生活保護法第63条の規定による返還の対象となる。

(2) 請求人は、自立更生に必要な費用として、次のアからオまでに掲げる費用を前記(1)の返還額から控除すべきことを主張するが、法令等の規定及び当該アからオまでに記載の理由などにより控除を認めなかった原処分に違法、不当な点はない。

ア 付添看護費については、退院後の単身生活を送る上で、付添看護は必要不可欠なものではなく、保護により支給可能なものでもないこと。

イ 家賃の一部返還については、自立更生に必要な理由が明らかでないこと。

ウ パソコン及び周辺機器の購入については、その購入・所有が求職活動のために必要不可欠な状況にあるとまでいうことはできないこと。

エ 保護打ち切り後の生活再建費用については、当該事故の発生時点以降の保護金品の累計は、当該保険金の額を大きく超えており、当該保険金を得ると同時に定期的収入等が得られるようになった事実も認められないこと。

オ 後遺症対策については、将来的に必要なものであるとの漠然とした需要についての主張がなされるのみで、原処分の時点でのこれらの設備の必要性が明らかでないこと。

(3) 以上のとおり、原処分は、適法かつ正当に行われており、また、請求人の主張には理由がないから、本件審査請求は、棄却されるべきである。

第4 調査審議の経過

平成28年10月26日付けで審査庁である北海道知事から行政不服審査法第43条第1項の規定に基づく諮問を受け、同年11月10日の審査会において、調査審議した。

第5 審査会の判断の理由

生活保護法第63条は、被保護者が、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けたときは、保護費を支給した都道府県又は市町村に対し、すみやかに、その受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関の定める額を返還しなければならないと規定し、その受けた保護金品に相当する金額を一律に返還させるのではなく、その金額の範囲内において保護の実施機関に返還させるべき額を決定させることとし、返還額について保護の実施機関の裁量を認めている。

これは同法が最低限度の生活を保障するとともに保護金品が被保護者の自立を助長することを目的としていることに照らし、保護金品が被保護者の自立に資する形で使用される場合には、その返還を免除することが法の目的にかなうからである。

もっとも、保護の実施機関の裁量は、全くの自由裁量というべきではなく、その判断が著しく合理性を欠く場合は、その裁量権の逸脱、濫用として、許されないものと解される。

そこで、本件についてみると、処分庁は、請求人が控除を主張する各費用について分析・検討した上で、当該各費用がいずれも請求人の自立更生に資する費用とは認められず、返還額から控除しないものと判断したことが認められるが、その判断には、何ら不合理な点はなく、したがって、裁量権の範囲を逸脱し又はこれを濫用したものとは認められないから、原処分にはこれを取り消すべき違法又は不当な点はないというべきである。

加えて、審理員の審理手続も適正なものと認められるから、本件審査請求を棄却するべきであるとした審理員意見書の判断について、前記第1のとおり、これを是認するものである。

北海道行政不服審査会

委員（会長） 岸 本 太 樹

委員 中 原 猛

委員 八 代 眞 由 美